

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山際主査代理 次に、長妻昭君。

○長妻分科員 松野大臣には初めて質問をさせていただきますけれども、よろしくお願いをいたします。

私が今強い懸念を持っておりますのが、強い危機感と言つていいかもしれませんけれども、子供たちの道徳心や愛国心に評価をする、つまり成績をつけるというようなことが、小学生では、私立も含めて全国の小学生に一年半後の四月から始まり、中学生は、私立も公立も全ての中学生に対して一年半後の四月から始まるというようなことではありません。

私も、当たり前ですけれども、道徳心とか愛国心というのは最も重要な価値の一つだというふうにいる人間でございますけれども、果たして、小中学生一人一人に道徳心とか愛国心について評価する、つまり成績をつけるということがいろいろ

な意味で私は大きな弊害をもたらしてしまうのではないのかというふうに強く思うわけであります。

これはそもそも、道徳というものが、特別の教科、ある意味正式な教科として、戦後七十年、初めて位置づけられるということに動機を始めて始まることなんですけれども、これは、大臣にぜひ、大臣の見識に基づいて御答弁いただければと思うんですが、大臣は、評価をすることについて、幾ら何でもこれは大丈夫なのかという御懸念というのはお持ちではないでございますか。

○松野国務大臣 道徳の必要性については、委員もその方向においては認めるという御発言をいただきました。

問題は、評価についてだということでありますが、今、この評価に関して、道徳に関しては数値化した評価は行いません。そして、道徳の中に置かれていた各項目ごとの個別評価もいたしません。生徒児童が、年間、一定期間の中において、例えば、他者に対する思いやり、また他者の意見の受け入れ等々も含め、どうやって成長してきたかということに関して、その子の個別的な問題に関して記述式によって評価をすることによってございまして、評価することによって、指導する側の教師の立場も含めて、その子の成長に期するということ、今回、道徳において記述式の評価を導入すること、今回、道徳において記述式の評価を導入することだと承知をしております。

○長妻分科員 今のは、淡々とそういう評価のやり方をお答えになったんですけれども、本当に、評価をされる、その中には愛国心も入るといふことなんです、ただ、政府からいただいた資料を

見ると、「個別の内容項目の評価はしないので、「愛国心」を評価することなどあり得ません。」と断言をされておられるんです。ただ、大臣がおっしゃったように、個別の評価はしないんだけれども、大きくくりなまとまりを踏まえた評価はする。

これは、二十二項目道徳科で扱う項目があるんですけれども、その中の一つが愛国心でありますから、その中にはいろいろな項目が入っているわけでありまして、例えば、善悪についてどういうふうに考えるのか、あるいは、よりよい学校生活とか、相互理解とか友情とか、親切、思いやり、感謝、正直、誠実、節度、節制とか、二十二項目あるんですけれども、そのうちの一つの項目が愛国心なのであります。ということは、当然、個別に一々一つ一つ評価することはないわけですから、当然、愛国心の評価というものも、全体の大きくくりなまとまりを踏まえた評価のうちのフアクター、要素の一つであるということは、これは間違いのないわけでありまして、

○松野国務大臣 先ほど申し上げましたが、道徳の評価は、一人一人の内面、価値観といったものに優劣をつけるようなものではございません。道徳の評価に当たって、国や郷土を愛する態度など、個々の内容項目について行うものではないということ、先ほど申し上げたとおりであります。（長妻分科員「要素」と呼ぶ）要素。

年間を通して、児童生徒が多面的に多角的な見方や発展をしているか、道徳的価値の理解を自身自身との関係の中で深めているか、こういった子

供たちの成長の様子を丁寧に見取ることが必要であると考えておりました。その旨、都道府県教育委員会などに通知をして指導の徹底を図っているところでございます。

○長妻分科員 ちよつとお答えになつていないんですけれども、小学校の学習指導要領では、国や郷土を愛する心というものが道徳科の項目になっている。中学校の学習指導要領では、日本人としての自覚を持つて国を愛すということで、これが評価の対象になるのではないかとというのが私の大きな懸念なんですけれども。

ですから、文科省の資料でも、個々のものは内容項目ごとの評価はしないと。ですから、善悪の判断とか正直とか節度とか、希望と勇気とか真理の探求とか、個別にはしないでしょう、愛国心もこの中にありますけれども。ただ、当然、その二十二項目の、愛国心も含めて、大きくりなまを踏まえた評価の一要素が愛国心も入ると。つまり、自覚を持つて国を愛すとか、国や郷土を愛する心も、一要素として、評価のファクターとして入るといふのは、これはもう間違いないわけでありませうか。

○松野国務大臣 個々の項目に関する評価はしないということでありませうが、例えば、今委員の方で例示をされました愛国心について、要素として評価するののかということになれば、例えばその愛国心がその子がいいとか悪いとか、そういう評価をするわけではありませう。（長妻分科員「成長したか」と呼ぶ）成長というの、全体、個別の事案ではなくて、その子の物の見方に対して、多

面的な、多様な見方ができるようにしたかどうかということに関して記述式で評価をするということでございます。御懸念の、それぞれの要素に関して、あなたの愛国心に関して、このぐらいですね、このぐらいですというふうな評価をするようなことは一切いたしません。

○長妻分科員 いやいや、ですから、それはわかったんです。要素の一つとして、では何を評価するのか。当然、周りの生徒とは比べないというのはよくわかりました。その生徒が去年よりもことし、道徳科の授業を受けたことで、あるいは来年、成長するわけでありませうけれども、そのときの、去年より、前よりもここが成長したよというふうな前向きな評価ということも聞いておりますけれども、その中に、何にも基準がなかったら何を評価するのか。その子供の、一年前のその子と一年後のその子がある意味では比較することだというふうにも思いますから、そのときのファクターの中に、二十二項目の中の一つですから、愛国心というものの評価も要素としては入ると、それはお認めになつていただきたいと思いますよ。

○松野国務大臣 繰り返しになりますが、個々の今挙げさせていただいた愛国心等を含むものを要素として捉えるかということですが、その評価というよりも、その子がその子の考え方において、他人からのさまざまな意見をどう受け入れられるようになったか、そういうことをその子の成長内で評価をしていくということでございますから、個別の、今、二十二項目の要素について、それぞれ

に対して、それがいい、これが悪いというふうな評価をするわけではないということでございます。**○長妻分科員** いやいや、ですから、今おっしゃったのは、例えば、今おっしゃいましたよね、他人からの意見を受け入れるというふうなものも今例示としておっしゃいましたけれども、それも二十二項目の中のうちの一つに入っているんですね、「相互理解、寛容」という項目があるわけでありませうか。

ですから、何にも二十二項目全く頭に入れずに、何か授業中の態度が、態度もこれは入っているんですね、礼儀とかいろいろなものも。ですから、基本的に、二十二項目を一個ずつ評価するのではないけれども、その中の、二十二項目のうち、これは伸びたなと思うようなところについて、それは包括的に評価するわけですから、その次の質問もあるわけで、愛国心が要素に入るとまづいという思いがあるのかどうかわかりませうけれども、何でそういうふうにかわかれませうけれども、いんですか。次にスムーズに進もうと思つていんですけれども。

○松野国務大臣 特に個別の要素が、これが入るとまづいということではなくて、委員の方から例示的に挙げたものからそれを言わせていただきます。要は、個々の子供たちの成長を促すように、これはもう肯定的にそれぞれの子供たちに関して記述式で評価をしていくということでありませうから、その二十二項目が評価の構成をするものではないということでございます。

○長妻分科員 では、ただ、先ほど例示で挙げら

れた大臣の話は、「相互理解、寛容」というところにかかわるお話をされたと思うんですね。「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすることから、二十二項目を全く頭の中に入れて評価なんかするわけないじゃないですか、成長の評価でも。」

何でこれが先に進まないのかというふうに思うわけですが、では、一個ずつ聞いていくと、例えば善悪の判断というのがあるわけですね。善悪の判断、よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行うというのがあるんですが、ではこれも、当然、個別にこれを見ないですれば、大ぐくりの評価の中の一つの要素として、例えば、この部分が伸びていけば、それに成長として触れることもあり得るわけですよ、それは。

○松野国務大臣 今例示をいただいた善悪等々、何が善か何が悪かということに関しては、これはもちろん法的な問題はありませんが、個人としての価値観において善悪というのはそれぞれにあるんだらうというふうに思います。ですから、一定の評価をもって、これを善と評価するから評価が上がるということではありません。

しかし、その善悪を考えるに当たって、先ほど申し上げたとおり、単に自分の主張だけ、自分の価値観だけということではなく、全体の意見もよく聞きながら総合的に考えていく、そういった力を伸ばしていく、それに関して記述式で評価をしていくということであって、先ほどお話を申し上げた他人の意見等々に関しては、それは、その項

目として私がお話をしたわけではなく、全てを通して、個人の考え方の成長においてそういった側面があるという意味でお話をさせていただいたということでございます。

○長妻分科員 これもちよつと質問を曲解されているんですが、私は、善悪の価値を判断するとは言っておりませんが、これを忠実に読んだわけでありまして、よいと思うことを進んで行うと文科省の学習指導要領に書いてあるわけでありまして、そうすると、この日本人としての自覚を持って国を愛すというようなことは、一切、全くそれは念頭に置かずに成長の評価をするということではよろしいんですね。

○松野国務大臣 ちょっと、その念頭に置かずにというのがどういう意味であるか、私の方でわかるところがありますが、二十二要素が道徳を構成する中に入っているというのは、もちろんそのとおりであります。ただ、個々の要素に関して評価をしないということは、もう申し上げたとおりであります。

例えば、お話にあった、国を愛する気持ち、態度を養成していくというようなことに関して、その子供本人の方向性、その問題に関する方向性を評価するということではないということでありまして。

それは、個々、全て二十二項目の中、これは道徳の中の要素として取り上げていくわけでありまして、すけれども、その中において個人としての見方の多面的、多様性を認める、そういった成長を記述

式で評価を行っていくということでございます。

○長妻分科員 ですから、結局、その評価の要素に入るわけですよ、二十二項目は、それを排除して、二十二の個別項目を全く捨象して大ぐくりな評価なんというのはできないわけですから、道徳科で扱うというふうに指導要領に書いてあるわけですから、これはちよつと誠実な御答弁をいただきたいんですね。

文科省が行ったパブコメでも、非常に懸念する意見がたくさんあります。例えば、子供の価値観や心情を、記述式であっても一定の基準等により評価すべきでないという意見。そして、評価を保護者に公表する形で行った場合、教師の求める発言をする子供がふえる、道徳は本音で語れる場とすることが重要だという意見。

そして、今のは平成二十七年の二月、三月で行ったものなんですけど、もう一つ、二十六年の八月、九月で文科省が行ったものについても、道徳性の評価は極めて難しく、成長過程における児童生徒の評価は記録に残る形でなされるべきではないと。これは指導要録に入るわけですから、ずっと残るわけですね、子供たちの道徳心、愛国心の評価が。もう一つは、現在でも、子供のよさや頑張りや認め、励ましながら道徳教育を行ってきていることからも、新たに記述による評価を行う必要はないという意見。あるいは、記述式であるとしても、心の変容を評価することは可能なか疑問、適切な評価は難しい。評価が導入されることによって、画一的な指導や評価になることに危機感を覚える。これは相当懸念する意見が来ているわけでありま

して、私はこの要素の中に愛国心が入っていると。ですから、愛国心は私は、重ねて言いますけれども、重要だと思えますけれども、子供たちの愛国心、単体ではないけれども、それも含む総体を評価するというのは大丈夫かな、気持ち悪いなど私は強く思うわけで、ある意味ではそれがどんだんだん、資料なんかを読むと、国というのは総理大臣とか内閣とか松野大臣とかそういう統治機構を指すものじゃなくて、それは郷土とか国の伝統とか、全体の総体としての国だということは注意書きで書いてあるのも私も承知しておりますけれども、ただ、やはり評価となると、国の方針とか、あるいは特に外交、国が海外に我が国の立場を発信するときの外交方針、これらに対する批判を封じ込めるような圧力になるんじゃないのか。やはり、外交方針でもおかしいと思っている国民の皆さんはいっぱいおられるわけで、それはちゃんと批判するということは私は重要だと思うんですけども、この評価ということになると、国の方針とか、特に海外に対して日本の立場を言うときの外交の方針とか、これについて批判が封じ込められるんじゃないかというふうに強い懸念を覚えるわけです。批判を忘れた国はいずれ大きな過ちを犯すというのは戦前の反省でもありますので。

ある人と話してましたら、ちよつとこんな笑い話をおっしゃってました方もいます。こういう評価が入ってくると、例えば小学校、中学校の子供がいる家で、お父さんが酔っぱらって家に帰ってきて、総理大臣がテレビで答弁しているときに、これはとんでもない答弁だ、こういう批判をしたらお母さんが、あんな、うちの子の成績が悪くなるから政府の批判とかそういう悪口を余り子供の前で言わないでよというような、笑い話であつてほしいんですけども、私はそういう無言の同調圧力を呼ぶことになるんじゃないかと。せつかく道徳科ということではいろいろ頑張つておられるのはわかってはいますけれども、だからその評価のところを本当に一旦立ちどまって考えた方がいいんじゃないのかということなんです。そしてもう一つ、やはり多い意見は、私もいろいろな方と意見交換しましたけれども、評価すれば子供が本音を言わなくなるんじゃないのか、例えば先生に対して込み入った相談とかをしなくなっちゃうんじゃないのか。ちよつと大臣にお伺いしますが、この道徳心の評価というのは、例えば休み時間の言動とか、そういう授業中ではないときの行動も先生が観察することができれば、ずつと追っかけるわけじゃないですけども、たまたま観察することができればそれも入るといふ理解でいいんですか。

○松野国務大臣 今回、道徳科における評価においては、道徳の授業内における評価であつて、それ以外の面までその評価が及ぶということではございません。

○長妻分科員 でも、そうですかね。先生に対する休み時間の言動とか、休み時間に質問するわけですからね、職員室とかで、授業中も質問しますけれども、ですから、そういうところで例えばいいところがあれば、褒めるといふ意味で書き込むというところも私は十分あり得ると思うんですが。そこで、もう一点の懸念というのを申し上げますと、配付資料の一番最後のページでございまして、けれども、これは、文科省が、心のノートをかえて、「私たちの道徳」という名前で全国の小中学校に配っている副読本があるんですね。これは、いろいろな学者の先生と意見交換をいたしますと、この「私たちの道徳」という副読本、これが、今検定されておられますけれども、道徳科の教科書のモデルの一つになるんじゃないか、こう言われているものであります。

私、これを全部読んでみまして、小中学校全部、相当ちよつとびっくりしたんですね。今、うちの子は相当大きくなっているので、余り小中学校のこういうものは読んでいないんですけども。というのは、いろいろなびっくりすることがあつたんですが、一つは、家族のところ、どの副読本の「私たちの道徳」を見ても三世代同居の家族が出てくるんですね。おばあちゃんとおじいちゃんとお母さんと子供。いや、それは理想は理想なんですけれども、そういう御家庭が今どのぐらいあるのか。今、離婚が三組に一組になつて、母子家庭あるいは父子家庭が相当急増しているわけでありまして。

その中で、例えば、お配りしたのは、小学校三、四年生から「わたしたちの道徳」を抜粋した、「大切な家族 あなたにとつて家族とは、どのような人たちですか。あずささんは、次のようにまとめてみました。」と右の方に例示があるんですね、あずささんという女の子はこういうふう

から、左に同じスペースの空欄があつて、そこにあなたの家族も似顔絵とともにちよつと書いてみなさいというものなんです。

ところが、そのあずささんの例示は、あずさちゃん我真ん中において、おじいちゃんはどう書いてあるかというのと、「こまつているときは、いつもいつしよになやんでくれる。」おばあちゃん「元気がないとき、はげまして、おうえんしてくれる。」そしてお父さんも出てきて、「わたしたちのために仕事をがんばってくれている。いろいろな遊びを教えてくれる。お父さんが作ってくれる料理はおいしいよ。」お母さん「わたしたちのために仕事をがんばっている。食事の用意やせんたくをしてくれる。しかられることもあるけど、何でも話せる。」お姉ちゃん「勉強や遊びを教えてくれる。けんかもするけど、いつしよに遊ぶととても楽しい。」三世代の御家族があつて、非常にバラ色な話なんですけれども。

私は、家族を愛せということを上から言っても、例えば家族を愛せない子供たちは、原因がどこにあるのかということも考えないといけないと思うんです。

道徳について、小学校の学習指導要領を見ますと、二十二項目の一つに、道徳科で教えなさいいけないもので「家族愛」という欄があつて、「父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合つて楽しい家庭をつくること。」と。ただ、子供だけで楽しい家庭をつくりたいと思うけれども、なかなかこれはつくれないわけでありませう。

そういう意味では、私が申し上げたいのは、い

ろいろな、これは例示かもしれませんが、全ての「私たちの道徳」で三世代同居が出てくる。物語でも、熱が出たときにお母さんとかおばあちゃんの家で看病してくれたと。ですから、そういう子供たちの心情にきちつと配慮をしていただきたいということもありますし、楽しい家庭をつくることというのが道徳科の目標でありますから。

私は、例えば、自分の家庭内で両親が不和になつているとか、離婚の問題が発生して大変苦しいとか、そういう踏み込んだ相談を子供たちが先生にしようとしたとき、成績というか、評価されちゃうんじゃないのかということについて非常にちゆうちよが広まつて、仮面少年少女を量産するよゆうな、むしろ逆効果になるんじゃないかというふうに強い懸念を持つわけでありませうけれども、この三世代同居だけの例示というのはどうお考えですか。

○松野国務大臣 もちろん、長妻委員が今お話をされたように、家族の理想型はこうでなければならぬというようないふことはあり得ませぬので、それぞれに家族のあり方というのはあるんだらうと思ひます。

そして、この解説の方に当たつても、指導に当たつては、多様な家族構成や家庭状況があることを踏まえ、一人一人の生徒の実態を把握し、十分な配慮を欠かさないうにすることが重要であるというふうにもしてありませう。私も当然こういつた配慮というのはあつてしかるべきだといふふうに考へております。

○長妻分科員 最後にお伺いするのが、道徳心、

愛国心の成績、評価をするということが中学校受験、高校受験の内申書にどういふふうに影響するかということなんです。

私自身は、内申書作成というのは自治事務なので、これは配付資料にもありますけれども、十六ページに文科省のをつけさせていただきましたが、内申書にはこれは記載しないといふふうに書いてあつて、これを「都道府県教育委員会等に周知・指導します。」こういう書き方にとどまつているわけで、それは周知、指導なんです、お願いベースになるわけでありませう。ですから、私の懸念というのは、都道府県の教育委員会の強い意思があればこれが内申書に入つてしまふということだと思ひますが、いかがでございますか。

○松野国務大臣 入学試験は都道府県の教育委員会などの実施者が客観性、公平性を担保した上で行わなければならないことは、憲法、教育基本法、学校教育法の趣旨から当然であると思ひます。

したがつて、他者と比較できない個人内評価である道徳科の評価を入試の調査書に記載することはできないと思ひます。

文部科学省としては、通知などによりこのことの指導を徹底しているといふところであります。

○長妻分科員 ですから、さつき私が申し上げましたように、その通知といふのは、ここにもありますけれども、周知、指導といふことなので、これは、いろいろ法律の専門家、衆議院の法制局等と議論いたしますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十八条で、必要な指導、援助、

助言を行うことができるというような法的な根拠があるんだと思いますが、これに反した場合、できる法的規定がないんですね。第二百四十五条の五、是正の要求というのがありますが、これも法律の専門家と議論しますと、ここは、法令に違反しているという場合、あるいは著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害している、ただ、どちらにも当てはまらないんじゃないかというふうに言っているわけです。

もし、学力テストについて、もう大臣はよく御存じだと思いますが、文科省の要領で学校名を公表しないということだったんですが、ところが、二つの府と県が教育委員会の同意なく公表しちゃった、つまり、自治事務ということもあるんじゃない、そういう発想もあるのかもしれないけれども公表しちゃった、こういうこともあるわけで、文科省がだめだと言っても全部そうならないわけでありまして、ぜひこのことについてもよくよくお考えをいただきたい。

先ほど大臣がおっしゃったように、客観性、公平性を担保する入試にはそぐわないとおっしゃったんですね、客観性、公平性を担保する入試にはそぐわないと。自己矛盾じゃないですかね、今の答弁は。

道徳科の評価というのが客観性、公平性を担保する入試に向かないというのは、つまり評価そのものが客観性、公平性がないということをおっしゃっているのと同じじゃないかなというふうにも思います。入試は他人との比較だけじゃなくて面接だつてあるわけで、それは子供の可能性、

将来の可能性とかそういうものも面接で見るということも聞いておりますので、ですから、客観性、公平性、こういうものがないものについて評価をするということはぜひ撤回していただきたいというのを強くお願い申し上げます。時間も参りましたので以上といたしますけれども、大臣におかれましては、よくよく精査をしていただいて、私はこの評価の問題が相当深刻な事態を招いてしまうんじゃないかというふうに強く思いますので、この一点について、ぜひお考えを直していただければありがたいと思います。どうもありがとうございます。

○山際主査代理 これにて長妻昭君の質疑は終了いたしました。

以上をもちまして文部科学省所管についての質疑は終了いたしました。

これにて本分科会の審査は全て終了いたしました。

この際、一言御挨拶申し上げます。

分科員各位の御協力を賜りまして、本分科会の議事を無事終了することができました。ここに厚く御礼申し上げます。

これにて散会いたします。

午後五時五十九分散会